

八王子市低所得者・離職者対策事業実施要綱

平成23年4月1日施行

第1 目的

この要綱は、東京都低所得者・離職者対策事業実施要綱に基づき、低所得者・離職者に対する支援を行うことにより、低所得者・離職者の安定・自立した生活を促すことを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、八王子市とする。

第3 事業の実施

適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人に事業を委託することができる。

第4 事業内容

事業種別及び内容は、次のとおりとする。

(1) 関係機関・地域とのネットワーク構築

ア 関係機関との連携体制の構築に向けたネットワーク会議等

低所得者・離職者対策を実施していくため、福祉、就労及び教育等関連機関や、社会福祉協議会、民生・児童委員等との連携体制を構築し、市や関係機関が実施する低所得者・離職者対策についての情報の共有化や意見の交換等を実施するための会議を開催する。

(2) 受験生チャレンジ支援相談窓口等の整備

ア 受験生チャレンジ支援貸付事業の申請手続支援業務

東京都の「受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱」、「受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領」及び「受験生チャレンジ支援貸付事業の要件確認に係る事務処理要領」に基づき、貸付、償還免除及び償還猶予に関わる申請手続支援を行う。

イ 事業の広報・普及啓発活動

受験生チャレンジ支援貸付事業や低所得者等に対する各種支援を効果的に広報・普及するための冊子、パンフレット等を作成する。

第5 個人情報の保護

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

第6 事業の実施報告

事業の実施状況について、東京都福祉保健局長にその状況を報告するものとする。

第7 関係書類の整備等

事業の内容を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存する。

第8 その他

事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。